

2/2
朝日

「共謀罪」2

「予備罪」などとは、どう違うの？

犯罪を計画したときに逮捕などの取り締まりができる「共謀罪」の要件を変えた「テロ等準備罪」には、どんな特徴があるのか。

日本の刑法で罪に問われるものは、犯罪にあたる行動を実行し、結果が生じた「既遂」が原則だ。結果に至らなかつた「未遂」も多くの罪に規定がある。ただし、重い罪には例外があり、準備をした段階で罪に問う「予備罪」がある。

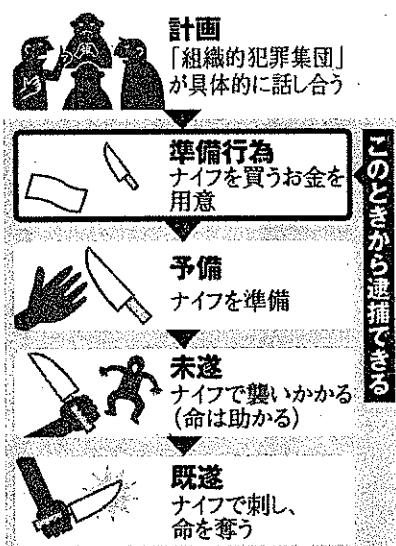
殺人事件を例に考えてみると、ある人を殺そうと思つてナイフで刺し、その人が亡くなると既遂となり、殺人罪が成立する。刺して一段階だった。「殺害しよう」と犯行について話し合つた（共謀）だけでなく、仲間と実際に犯罪を行つた場合に、初めて成り立つ。計画しただけでは罪とはならず、その点で「共謀罪」とは大きく異なるものだ。

2000年代に3度にわたり、たつて国会に法案提出され、いずれも廃案となつた「共謀罪」では、罪に問わざる者は「計画したとき」のことが必要だとして、予備罪よりさらに前の「組織的犯罪集団」が、

ても、命が助かれば殺人未遂だ。

殺すためのナイフを用意していると殺人予備罪となる可能性があるが、実際の立件は少ない。2015年に検察が受けた事件で、未遂を含む殺人罪は1679件あつたが、殺人予備罪は20件。心の中の計画に踏み込むことは、慎重に考えられてきた。

テロ等準備罪（共謀罪）のイメージ
殺人事件の場合



と具体的に話し合つた」とで成立するとされた。今回の法案では、話し合いによる計画だけでなく、その次に「準備行為」をする

と具体的に話し合つた」とある人を殺すことを計画し、ナイフを買つお金を使つた場合に、逮捕などがができるようになる。

現在の法律でも、「共謀罪」では、罪に問わざる者は「計画したとき」の「組織的犯罪集団」が、

と犯行について話し合つた（共謀）だけでなく、仲間が実際に犯罪を行つた場合に、初めて成り立つ。計画しただけでは罪とはならず、その点で「共謀罪」とは大きく異なるものだ。

憲法は心の中の自由を保障しており、「思つただけで罪になるのは、日本の法律の原則に反するのではない」と批判が根強い。これに対し、政府は「実行に移す前の段階で成り立つ罪は、すでに日本にある」と主張する。たとえば、特定秘密保護法や爆発物取締罰則などは、犯行に向けて話し合つたことを罰する「共謀罪」がある。

だが政府は、これだけでは国際組織犯罪防止条約を結ぶ条件を満たしていないとして、さらに多くの「共謀罪」が必要だと説明している。現在の「予備罪」などとの違いは今後の論点となりそうだ。（幸子元希）